

議案第37号

多可町都市計画公園条例の一部を改正する条例の制定について

多可町都市計画公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和5年5月12日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町都市計画公園条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町都市計画公園条例（平成17年多可町条例第178号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

有料公園施設

都市公園名	施設の名称
中央公園	グラウンド
	プール
	テニスコート
	野外ステージ
	多目的広場
	健康福祉センター
余暇村公園	ココロン那珂

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町都市計画公園条例の新旧対照表

現 行		改 正	
別表第2（第10条関係） 有料公園施設		別表第2（第10条関係） 有料公園施設	
都市公園名	施設の名称	都市公園名	施設の名称
中央公園	グラウンド	中央公園	グラウンド
中央公園	町民プール		プール
中央公園	テニスコート		テニスコート
中央公園	野外ステージ		野外ステージ
中央公園	北アリーナ		多目的広場
中央公園	健康福祉センター		健康福祉センター
余暇村公園	ココロン那珂	余暇村公園	ココロン那珂